資料２

# 亀岡市支えあいまちづくり協働支援金 審査方法（案）

## １．審査の流れ

◎ 司会は事務局（市民協働課）が行います。意見交換は審査員で進めてください。

◎ １団体、約２０分とします。

◎ 申請団体のヒアリング終了後に仮採点を行います。仮採点結果を事務局が集計し、１日のヒアリング終了毎に、その結果を元に審査会で協議を行い、各審査員が採点結果を確定します。

◎ 審査員１名、３０点満点です。

◎ ６人の審査員の合計点数（満点１８０点「１人３０点×６人」）で審査を行います。

◎ 予算の範囲内で、基本的に得点の高い順から決定します。ただし、点数が拮抗しているなどの考慮すべき事情がある場合は、審査会及び委員会で協議を行います。

## ２．審査点の計算方法

〈１〉審査項目

| | | |
|---|---|---|
| ① | 課題の公益性 | 解決を図りたい課題に公益性があるか。 |
| ② | 事業効果 | 事業実施が課題の解決に向けて成果が得られるものか。 |
| ③ | 継続性 | 交付終了後の自立や継続的発展に向けた展望を持っているか。 |
| ④ | 効率性 | 事業費及び申請金額の積算が適正にされているか。 |
| ⑤ | 実現可能性 | 事業の実施手段が期間中に実現可能な内容であるか。 |
| ⑥ | 連携 | 関係機関や団体などとの連携を実施、または模索しているか。 |

（裏面あり）

〈２〉評価点

| 評　価 | 点　数 |
|---|---|
| 優れている | ５点 |
| やや優れている | ４点 |
| 普　通 | ３点 |
| やや劣っている | ２点 |
| 劣っている | １点 |

**３．　審査用紙など**

◇ 別紙の審査用紙に記入後、事務局に提出してください。ヒアリング後の採点は仮となります。ヒアリング終了後の協議を受けて採点を変更することができます。

◇ 仮採点の結果を事務局が集計し、審査員に報告し、協議を行い、各審査員の採点を確定させ、審査会としての審査結果をまとめます。

◇ 審査会の審査結果について、委員会で承認をいただき、市長に報告し最終決定します。

４．**その他**　役員を務めているなど、審査員との関係の深い団体については、該当する審査員は審査に加わることが出来ません。その場合は、審査員の入れ替えを行います。

# 『亀岡市支えあいまちづくり協働支援金』審査用紙

審査員氏名

| No | |
|---|---|
| メニュー名 | |
| 団 体 名 | |
| 事 業 名 | |

| NO | 審査項目 | 審 査 内 容 | 審査基準 | 評価点数 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 課題の公益性 | 解決を図りたい課題に公益性があるか。 | □ 事業の対象者が明確になっているか？<br>□ 課題を明確に捉えているか？<br>□ 課題に公益性はあるか？ | | |
| 2 | 事業効果 | 事業実施が課題の解決に向けて成果が得られるものか。 | □ 事業内容と課題の関係性が明確か？<br>□ 申請団体が事業を行う理由がはっきりしているか？<br>□ 課題解決への事業の位置づけが明確か？ | | |
| 3 | 継続性 | 交付終了後の自立や継続的発展に向けた展望を持っているか。 | □ 次年度以降の事業展開についての展望はあるか？<br>□ 支援金による支援終了後の資金確保の目途はあるか？<br>□ 支援が得られなかった場合の事業実施について検討しているか？ | | |
| 4 | 効率性 | 事業費及び申請金額の積算が適正にされているか。 | □ 事業費の各項目の積算が具体的かつ妥当な金額か？<br>□ 事業規模と事業費がバランスの取れたものとなっているか？<br>□ 参加費の徴収や他補助金の獲得などの努力をしているか？ | | |
| 5 | 実現可能性 | 事業の実施手段が期間中に実現可能な内容であるか。 | □ 事業内容が具体的なところまで落とし込まれているか？<br>□ 事業実施スケジュールは実現可能なものとなっているか？<br>□ 事業実施にあたっての課題と、その解決方法が明確か？ | | |
| 6 | 連携 | 関係機関や団体などとの連携を実施、または模索しているか。 | □ 幅広い団体や組織、市民との協働が見られるか？<br>□ 事業実施の関係先と十分な事前協議を行っているか？<br>□ 申請団体が事業を行うメリットが明確になっているか？ | | |
| 合 計 | | | | | |

【優れている 5点・やや優れている 4点・普通 3点・やや劣っている 2点・劣っている 1点】

〔所 見〕

# 亀岡市まちづくり協働推進委員会
# 亀岡市支えあいまちづくり協働支援金審査会審査員名簿

| | |
|---|---|
| 審査会等の名称 | 亀岡市まちづくり協働推進委員会（審査会） |
| 委嘱年月日 | 平成26年9月30日（串﨑委員除く） |
| 任期満了日 | 平成28年9月29日 |

（50音順）

| no. | 氏名 | ふりがな | 性別 | 選出団体等 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 串﨑　哲史 | くしざき　てつじ | 男 | 亀岡市自治会連合会<br>亀岡市まちづくり協働推進委員会委員 | 委員1 |
| 2 | 竹下　宏祐 | たけした　こうすけ | 男 | 市民公募<br>亀岡市まちづくり協働推進委員会委員 | 委員2 |
| 3 | 田中　美賀子 | たなか　みかこ | 女 | NPO法人亀岡子育てネットワーク理事長<br>亀岡市まちづくり協働推進委員会委員 | 委員3 |
| 4 | 田部　頼子 | たべ　よりこ | 女 | 市民公募<br>亀岡市まちづくり協働推進委員会委員 | 委員4 |
| 5 | 野池　雅人 | のいけ　まさと | 男 | NPO法人きょうとNPOセンター常務理事 | 外部有識者 |
| 6 | 松井　やす子 | まつい　やすこ | 女 | 亀岡市社会福祉協議会<br>亀岡市まちづくり協働推進委員会委員 | 委員5 |
| 7 | 松尾　清嗣 | まつお　きよつぐ | 男 | NPO法人みんなのネットワーク副理事長<br>亀岡市まちづくり協働推進委員会委員 | 委員6 |
| 8 | 吉田　恵 | よしだ　めぐみ | 女 | 亀岡市市民協働課長 | 亀岡市 |

【抜粋】亀岡市まちづくり協働推進委員会設置要綱

（審査会）

第７条　亀岡市支えあいまちづくり協働支援金事業の審査及び評価を行うため、委員会に審査会を設置する。

２　審査会は、委員長が委員の意見を聴いて委員のうちから指名する審査員7人以内及び委員長が必要と認める者で構成する。